

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成31年度
計 画 主 体	池田町

池田町鳥獣被害防止計画 (令和2年5月7日変更)

< 連絡先 >

担 当 部 署 名 産業振興課農政係

所 在 地 北海道中川郡池田町字西1条7丁目

電 話 番 号 015-572-3118

F A X 番 号 015-572-5895

メールアドレス nousei@town.hokkaido-ikeda.lg.jp

(注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、タヌキ、ハシブトガラス・ハシボソガラス (以下「カラス」と表記。)、ドバト、アオサギ、オオハクチョウ、タン チョウ
計画期間	平成31年度(1年度目) ~ 3年度目
対象地域	池田町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独でまたは共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成30年)

鳥獣の種類	品目	被害の現状		
		被害数量		
		被害金額	被害面積	被害頭数等
ヒグマ	小麦	6 千円	0.02 h a	
	小豆	11 千円	0.02 h a	
	てん菜	173 千円	0.25 h a	
	デントコーン	98 千円	0.20 h a	
	小計	288 千円	0.49 h a	
エゾシカ	小麦	1,313 千円	5.23 h a	
	小豆	2,178 千円	3.00 h a	
	大豆	867 千円	2.72 h a	
	菜豆類	98 千円	0.09 h a	
	ばれいしょ	372 千円	0.16 h a	
	てん菜	2,020 千円	2.96 h a	
	南瓜	250 千円	0.15 h a	
	玉ねぎ	215 千円	0.05 h a	
	スイートコーン	193 千円	0.15 h a	
	牧草	341 千円	1.50 h a	
	デントコーン	676 千円	1.38 h a	
小計	8,523 千円	17.39 h a		
キツネ	小豆	182 千円	0.25 h a	
	てん菜	193 千円	0.29 h a	
	家畜(牛)	4,000 千円		8 頭
	小計	4,375 千円	0.54 h a	8 頭
タヌキ	飼料(牧草)	68 千円	0.30 h a	
カラス	てん菜	5 千円	0.01 h a	
	スイートコーン	316 千円	0.25 h a	
	牧草	114 千円	0.50 h a	
	家畜(牛)	1,500 千円		3 頭
	小計	1,935 千円	0.76 h a	3 頭
ドバト	飼料(牧草)	114 千円	0.50 h a	
アオサギ	ニジマス	不明		

(次頁へ続く)

(前頁より続く)

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数量		
		被害金額	被害面積	被害頭数等
オオハクチョウ	小麦	137 千円	0.55 h a	
	菜豆類	11 千円	0.01 h a	
	てん菜	7 千円	0.01 h a	
	小計	155 千円	0.57 h a	
タンチョウ	小麦	181 千円	0.72 h a	
	菜豆類	1 千円	0.01 h a	
	てん菜	1 千円	0.01	
	玉ねぎ	1,239 千円	0.30	
	デントコーン	61 千円	0.13	
	小計	1,483 千円	1.17 h a	
合計		16,941 千円	21.72 h a	11 頭

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	内容
ヒグマ	農作物被害は、てん菜及びデントコーンの食害が大きく、他に小麦や豆類の食害も確認されている。 年間20件程度(以上)の目撃又は出没情報が寄せられ、東台・富岡地区、近牛・様舞地区、大森地区などの農地への出没情報が多いが、近年は住宅地・市街地周辺への出没も見られる。注意看板設置、広報周知、緊急時の広報車巡回等により人畜被害の防止に向けた安全確保に取り組んでい
エゾシカ	農作物被害は、小麦、豆類、てん菜などの移植後または新芽の時期の採食による被害が大きい。他に馬鈴しょやスイートコーン、牧草、デントコーンの食害も確認されている。なお、最も被害が大きいとされている牧草については、被害状況の把握が十分ではない。 野生鳥獣による農業被害の中ではエゾシカによる被害が最も大きく、出没区域も町内全域にわたっている。山中だけではなく河畔林にも多く生息していることが確認されており、農地への出没増加の要因と思われる。
キツネ	農作物被害は、てん菜の食害が大きく、他に豆類や馬鈴しょ、家畜用飼料の食害も確認されている。また、畜舎内における飼料等へのふん尿による汚染被害、産まれたての仔牛へのかみつき事故等も報告されている。 出没区域は、住宅地を含めた町内全域にわたり、ごみの散らかし等の苦情も寄せられている。
タヌキ	農作物被害は把握できていないが、家畜用飼料の食害、畜舎内や飼料保管庫における飼料等へのふん尿による汚染被害が報告されている。 出没区域は、東台・富岡地区、川合地区、千代田地区、昭栄地区などを中心に、近年急速に出没範囲を拡大している。
カラス	農作物被害は、穀類を中心に新芽時期の食害(抜き取り)被害のほか、家畜用飼料包装ラップへの穴あけ、畜舎内における飼料等へのふん尿による汚染被害、産まれたての仔牛への突き事故等も報告されている。 出没区域は、住宅地を含めた町内全域にわたり、ごみの散らかし等の苦情も寄せられている。
ドバト	農作物被害は、豆類等食害のほか、畜舎内への侵入・営巣により、飼料等の食害及びふん尿等による汚染被害の報告が寄せられている。 出没区域は、畜舎周辺が主となっている。

(前頁より続く)

鳥獣の種類	内容
-------	----

アオサギ	養魚場でのニジマス（ドナルドソン）被害が確認されている。（具体の被害額算定には至っていない。）
オオハクチョウ	農作物被害は、渡り時期の小麦の食害、踏み荒しが報告されている。出没区域は、十勝川及び利別川流域を中心に町内広範に確認されている。
タンチョウ	農作物被害は、玉ねぎの破損（つつき）被害が著しいほか、デントコーンの食害、小麦・豆類等を中心に踏み荒し被害が報告されている。ただ、駆除の対象とできないため、被害状況の把握（報告）が十分ではない。出没区域は、十勝川及び利別川流域を中心に町内広範に確認されている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況が分かるようなデータおよび地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

軽減率を一律30%と設定する。

指標	現状値（平成30年度）		目標値（3年度目）		
	被害金額	被害面積等	被害金額	被害面積等	
ヒグマ	288 千円	0.49 ha	201 千円	0.35 ha	
エゾシカ	8,523 千円	17.39 ha	5,966 千円	12.18 ha	
キツネ	375 千円	0.54 ha	262 千円	0.38 ha	
	4,000 千円		8 頭	2,800 千円	0.00 ha 5 頭
タヌキ	68 千円	0.30 ha	47 千円	0.21 ha	
カラス	435 千円	0.76 ha	304 千円	0.54 ha	
	1,500 千円		3 頭	1,050 千円	0.00 ha 2 頭
ドバト	114 千円	0.50 ha	79 千円	0.35 ha	
アオサギ			千円	0.00 ha	
オオハクチョウ	155 千円	0.57 ha	108 千円	0.40 ha	
タンチョウ	1,483 千円	1.17 ha	1,038 千円	0.82 ha	
合計	16,941 千円	21.72 ha 11 頭	11,855 千円	15.23 ha 7 頭	

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状地及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>狩猟期間外には、北海道猟友会池田支部池田部会より推薦のあった者を有害鳥獣駆除員として従事させ、鳥獣捕獲活動を実施している。</p> <p>平成25年度より池田町鳥獣被害対策実施隊を設置し、北海道猟友会池田支部池田部会より推薦のあった者を実施隊員（対象鳥獣捕獲員）として委嘱することにより、野生鳥獣による農林水産業被害の防止及び軽減に関する業務を実施している。</p> <p>平成28年度より狩猟免許及び鉄砲等所持許可の新規取得、猟銃等の取得に係る経費補助を行うことにより、捕獲従事者の育成確保に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許及び鉄砲等所持許可の新規取得費 定額、限度額10万円 ・猟銃等（保管施設・設備等）の購入費 補助率2分の1、限度額15万円 	<p>駆除員の高齢化への対応として、後継者の育成確保が急務となっている。</p>

(前頁より続く)

	従来講じてきた被害防止対策	課題
--	---------------	----

捕獲等に関する取組	[ヒグマ] 捕獲報償金：50,000円、出動報奨金：5,000円 広報紙や町ホームページへの出没情報の随時掲載、農協や公区長・自治組織を通じた地域住民への連絡、看板設置、緊急時の広報車による周知活動等を実施する。 人畜被害の危険等やむを得ない場合には、箱わなによる捕獲を実施する。	住宅地に近接した場所での目撃情報が急増している。 現場確認、周辺警戒パトロール、住民広報等に要する人員確保が困難になりつつある。
	[エゾシカ] 捕獲報償金：10,000円/頭 くくりわなによる捕獲活動を推進する。	捕獲個体の適正処理に係る多額の経費が必要となっている。
	[キツネ] 捕獲報償金：4,000円/頭 箱わなによる駆除（農村部、市街地）を実施。 効率的な個体数減少を目的に、キツネの出産時期となる4月に一斉駆除（4回）を実施している。	個体数増加を防止する対応が求められているが、人員に限られる等十分に対応できていない。
	[タヌキ] 箱わなによる駆除（農村部）を実施。	
	[カラス] 捕獲報償金：1,000円/羽 マルチトラップによる捕獲を別途実施。	銃器捕獲が困難な畜舎周辺における被害に十分対応できていない。
	[ドバト] 捕獲報償金：1,000円/羽 家畜舎等における侵入防止対策	銃器捕獲が困難な畜舎周辺における被害に十分対応できていない。
	[アオサギ] 捕獲報償金：5,000円/羽 養魚場における侵入防止対策	近年捕獲実績が無く、十分な対策が行えていない。
防護柵の設置等に関する取組	池田町エゾシカ防除設備設置事業への補助（町及び農協、補助率：各4分の1（限度額5万円）	継続的な維持管理

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放因果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

従来講じてきた被害防止対策及び捕獲活動を継続するとともに、より一層効率的な取組に向け、池田町鳥獣被害防止対策協議会及び関係機関会議等による情報の共有に努め、国の鳥獣被害防止総合対策事業等を活用した捕獲活動の推進及び捕獲従事者の育成確保をすすめる。（タヌキの駆除は、当面の間、被害が確認されている畜舎等での箱わな捕獲に限定する。アオサギの駆除は、被害が確認されている養魚場付近での銃砲等駆除に限定する。）

また、センサーカメラの活用、囲いわな捕獲の研究（エゾシカ）、ドローン追い払いの検証（ヒグマ、タンチョウ）等効率的な捕獲・被害防止に向けた取組みをすすめる。

さらに、エゾシカ等資源のジビエ利用拡大に向け、捕獲技術や処理加工技術、衛生管理レベル等を向上させるための取組、流通・外食産業や消費者への普及拡大に向けた取組、ジビエ商品の開発及び販路拡大に向けた取組などについて、国の鳥獣被害防止総合対策事業等も活用し積極的に推進することにより、捕獲意欲の拡大に努める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>〔鳥獣被害防止対策協議会の設置〕 池田町鳥獣被害防止対策協議会を設置し、野生鳥獣による農林水産業被害の防止及び軽減に関する事業を実施するとともに、情報共有等の対策全般にあたる。</p>
<p>〔池田町鳥獣被害対策実施隊の設置〕 池田町鳥獣被害対策実施隊を設置し、北海道猟友会池田支部池田部会より推薦のあった者を実施隊員（対象鳥獣捕獲員）として委嘱することにより、野生鳥獣による農林水産業被害の防止及び軽減に関する業務を実施する。</p>
<p>〔北海道猟友会池田支部池田部会への出動・駆除要請〕 北海道猟友会池田支部池田部会に対し、野生鳥獣による農林水産業被害の防止及び軽減に関する業務の実施に向けた体制整備に向け、交付金を交付するとともに、有害鳥獣の駆除・パトロール等の要請を行う。 北海道猟友会池田支部池田部会より推薦のあった者を有害鳥獣駆除員として従事させ、鳥獣捕獲活動を実施する。</p>
<p>〔隣接市町村との連携〕 農地内に市町村界がある等境界確認が困難な隣接町と協定書を取り交わし、市町村境界から概ね1キロメートルの範囲において捕獲許可を受けることにより、有害鳥獣駆除における不測の事態（不意な越境）に備える。（音更町、士幌町、本別町）</p>

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度 ～ 3年度目	ヒグマ エゾシカ キツネ タヌキ カラス ドバト アオサギ	第1種・第2種銃猟・わな猟免許新規取得への支援 わな猟狩猟者登録への支援 ハンター保険への適正加入の推進及び支援 捕獲活動に係る資機材の導入 一斉駆除の実施に係る支援 くくりわな対人賠償責任保険への加入 エゾシカ等野生鳥獣防除設備の設置への支援

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>町としての対象鳥獣の生息状況等の把握は困難な状況にあるため、対象鳥獣に対する捕獲計画数については、農林水産業の被害状況、近年の捕獲実績、今後の取組みによる効果等を勘案し、設定するものとする。</p> <p>なお、エゾシカについては、依然として多大な農林業被害が報告されていることから、国の緊急捕獲活動支援事業も活用し、特に積極的な捕獲を推進する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成31年度	2年度目	3年度目
ヒグマ	10 頭	10 頭	10 頭
エゾシカ	800 頭	800 頭	800 頭
キツネ	150 頭	150 頭	150 頭
タヌキ	50 頭	50 頭	50 頭
カラス	2,000 羽	2,000 羽	2,000 羽
ドバト	30 羽	30 羽	30 羽
アオサギ	3 羽	3 羽	3 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>[全般] 北海道猟友会池田支部池田部会より推薦のあった者を有害鳥獣駆除員として従事させ、鳥獣捕獲活動を実施する。 狩猟関係法令及び狩猟ルールの遵守を徹底するとともに、立ち入りに際しては土地所有者の同意を得るなどトラブルの未然防止に努める。</p>
<p>[ヒグマ] 出没情報に基づき状況確認及び追い払い活動を行うものとし、居住地周辺への出没や農作物被害が確認された場合等捕獲が必要と判断されたときは、銃器での捕獲を実施する。なお、銃器での捕獲が困難な場合等必要と認められるときは、安全確保に十分配慮したうえで、箱わなによる捕獲を実施する。</p>
<p>[エゾシカ] 銃器及びくくりわなによる捕獲を実施する。囲いわなによる捕獲の検討をすすめる。</p>
<p>[キツネ、タヌキ、カラス、ドバト、アオサギ] 銃器による捕獲に併せ、わなによる効率的な捕獲を実施する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
池田町全域	エゾシカ、タヌキ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成31年度	2年度目	3年度目
エゾシカ ヒグマ	電気柵 L=12.0km H= 1.5m (3段)	電気柵 L=12.0km H= 1.5m (3段)	電気柵 L=12.0km H= 1.5m (3段)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度 ～3年度目	ヒグマ	農畜産物残渣や生ごみ等ヒグマの誘引原因となるものの管理徹底について、町の広報紙等について注意喚起を行う。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

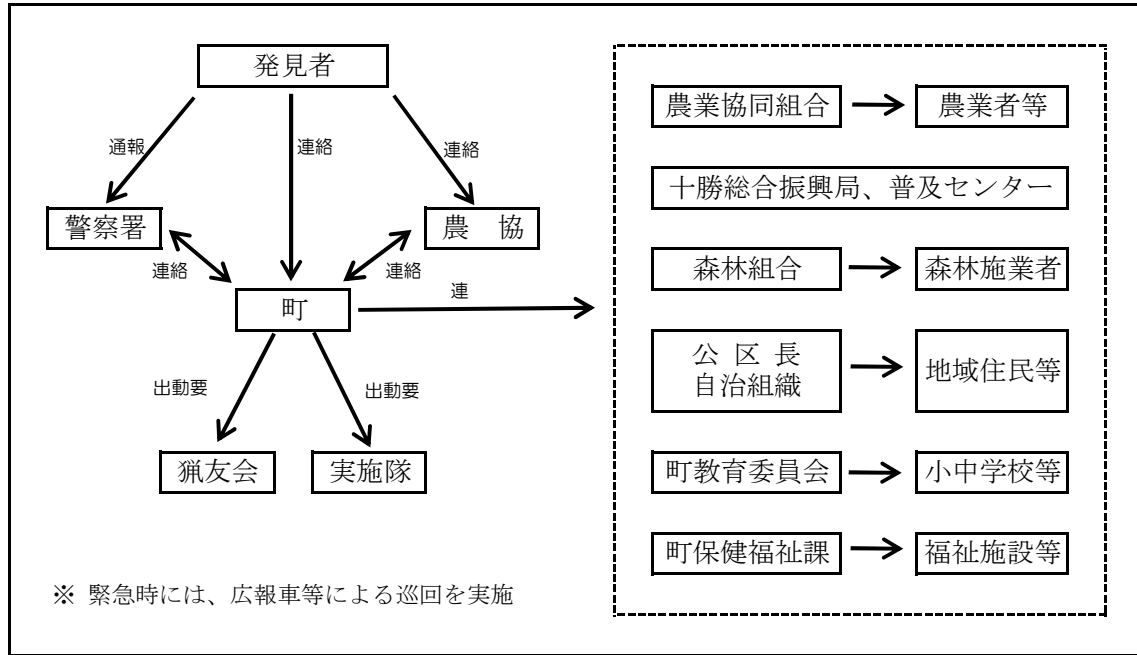
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
池田町役場	現場確認、関係機関等への連絡、住民広報
池田警察署	現場確認、周辺警戒パトロール、住民広報
池田町鳥獣被害対策実施隊	現場確認、周辺警戒パトロール、捕獲活動の実施
北海道猟友会池田支部池田部会	有害鳥獣捕獲活動の実施
十勝池田町農業協同組合 十勝高島農業協同組合	現場確認、農業者広報
十勝広域森林組合 池田事業所	森林施業者等への情報提供、捕獲活動への指導助言
北海道十勝総合振興局 保健環境部環境生活課	緊急時の情報共有、捕獲活動への指導助言
北海道十勝総合振興局 産業振興部農務課	鳥獣被害防止対策への指導助言
十勝農業改良普及センター 十勝東部支所	鳥獣被害防止対策への指導助言

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

[ヒグマ]
 捕獲個体残滓は、原則町で回収し廃棄物処理業者への委託により処理するが、地形的要因等により回収が困難な場合等は生態系に影響を与えないよう配慮したうえで埋設等適正に処理する。なお、学術研究などに用いる鳥獣にあつては、持ち帰ったうえで確実な方法による提供を行う。

[エゾシカ]
 池田町エゾシカ等解体加工施設の活用により、資源利活用を積極的に推進するとともに、残滓処理経費の削減を図る。解体処理後残渣物またはジビエ等利用不可な捕獲個体残滓は、原則町で回収し廃棄物処理業者への委託により処理するが、地形的要因等により回収が困難な場合等は生態系に影響を与えないよう配慮したうえで埋設等適正に処理する。

[キツネ、タヌキ、鳥類]
 生態系に影響を与えないよう配慮し適正に処理する。なお、町が箱わなで捕獲したキツネ及びタヌキについては、廃棄物処理業者への委託により処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

池田町エゾシカ等解体加工施設により、エゾシカ肉の食品利用及びドックフード利用、エゾシカ及びヒグマの皮・角・爪・骨等の加工品利用をすすめている。
 今後は、捕獲技術の向上や囲いわな等による捕獲方法の研究をすすめ、量の確保及び質の向上に努める。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	池田町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
池田町	協議会の運営、連絡調整等
池田町ブドウ・ブドウ酒研究所	被害状況広報周知、被害防除対策指導等
十勝池田町農業協同組合	被害状況広報周知、被害防除対策指導等
十勝高島農業協同組合	被害状況広報周知、被害防除対策指導等
十勝広域森林組合池田事業所	被害状況広報周知、被害防除対策指導等
十勝農業改良普及センター十勝東部支所	被害防止対策への指導助言
北海道猟友会池田支部池田部会	有害鳥獣捕獲活動の実施
エゾの杜株式会社	処理加工施設の運営、ジビエ利用等

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道十勝総合振興局 保健環境部環境生活課	有害鳥獣（ヒグマ）捕獲許可等
北海道十勝総合振興局 産業振興部農務課	鳥獣被害防止総合対策事業活用助言等
北海道猟友会池田支部池田部会	被害状況の把握及び情報提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害実施隊に関する事項

平成25年4月1日、池田町鳥獣被害対策実施隊を設置 北海道猟友会池田支部池田部会より推薦のあった者を実施隊員として委嘱する。（平成30年度末現在：実施隊員26名、うち農業者6名）
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関しに向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制が体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣による農林水産業等被害の防止においては、農業者等自らが行う被害の未然防止対策が重要であるために、池田町鳥獣被害防止対策協議会及び関係機関会議等での検討及び農業者等への指導、広報活動等により対策を講ずることとする。
--

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。